

# 区民委員会議案説明資料

令和6年9月27日

件名	頁
1 第96号議案 足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例・・・	2
2 第97号議案 足立区住区センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	5
3 第98号議案 足立区立子育てサロン条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	9
4 第99号議案 足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

(地域のちから推進部)

# 第 9 6 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 7 日

件 名	足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課
内 容	<p><b>1 概要</b> 現行の足立区総合スポーツセンター条例第 9 条第 2 号において「営利を目的とすると認められる」場合は使用の承認をしないものとされている（注 1・別紙 1 参照）。 みるスポーツの拡充を図るには、総合スポーツセンターにおけるプロリーグチームの公式戦開催等が欠かせないため、「営利を目的とすると認められる」場合でも、区と協定を締結するなど一定の条件（注 2・別紙 1 参照）下において公式戦等の開催を可能とする。そのため、条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b> 第 9 条第 2 号に文言を追加する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙 2 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b> 令和 6 年 1 0 月 1 日</p> <p><b>5 今後の方針</b> 本条例が可決された場合には、一定の条件について明確にする必要があるため別途基準を定める。</p>

## 【注 1】 営利を目的とする利用の一例

- 1 利益を得る目的で継続的、反復的に事業を行う利用
- 2 会場利用時にチケット販売収入を得たり、参加費などを集め、その利益を利用団体の構成員に分配する利用
- 3 継続的な実施でなくても、その事業自体が広告となるような目的の利用

## 【注 2】 利用ができる条件の例

- 1 総合スポーツセンター条例の目的にそった事業内容であること
  - 2 区と区民の運動・スポーツに関する連携協定を締結している事業者が主催、または当該チームが所属するリーグが主催するプロスポーツチームの大会、試合、事業であること
  - 3 大会や試合の開催だけではなく、区民体験や指導など、区民の運動・スポーツに資するイベントの実施協力を検討すること
  - 4 総合スポーツセンターにおける安全な観客席の設置等を鑑みた大会実施のレギュレーションが満たされる大会・試合であること
- ※ バレーボールVリーグ、卓球Tリーグ、バスケットボールB3リーグなどは実施可能

改正前	改正後
<p>○足立区総合スポーツセンター条例 昭和53年12月9日条例第50号</p> <p>第1条～第8条（省略）</p> <p>（使用の不承認）</p> <p>第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。</p> <p>（1） 公の秩序を乱し、又は全量な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>（2） 営利を目的とすると認められるとき。</p> <p>（3） 施設の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>（4） 第1条に定める目的以外で使用するとき。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>（5） 前各号のほか区長が使用を不相当と認めたとき。</p> <p>第10条～第23条（省略）</p>	<p>○足立区総合スポーツセンター条例 昭和53年12月9日条例第50号</p> <p>第1条～第8条（現行のとおり）</p> <p>（使用の不承認）</p> <p>第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。</p> <p>（1） 公の秩序を乱し、又は全量な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>（2） 営利を目的とすると認められるとき。<u>ただし、区長が必要と認めたときはこの限りでない。</u></p> <p>（3） 施設の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>（4） 第1条に定める目的以外で使用するとき。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>（5） 前各号のほか区長が使用を不相当と認めたとき。</p> <p>第10条～第23条（現行のとおり）</p> <p><u>付 則（令和6年●月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、令和6年10月1日から施行する。</u></p>

# 第 9 7 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 7 日

件 名	<b>足立区住区センター条例の一部を改正する条例</b>						
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課						
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>(1) 西新井センター利用者以外の駐輪対策として、西新井センターに有料駐輪ラックを設置するにあたり、条例内に駐輪場使用に関する規定の追加等を行うため、条例の一部を改正する。</p> <p>(2) 有料化の内容 30分100円（規則で定める時間を超える部分に限る）</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 第5条（施設）に「コインラック式駐輪場」を追加  (2) 第9条（使用料）にコインラック式駐輪場の使用料に関する規定を追加  (3) 第9条関係として、別表第3を新規追加  (4) その他条例内の規定整備</p> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙3のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b></p> <p>公布の日から施行する。</p> <p><b>5 今後の方針</b></p> <p>本条例案が可決された場合には、コインラック式駐輪場の使用料免除等の規定について、足立区住区センター条例施行規則の一部改正手続きを行う。</p> <p><b>【参考】 予定している運用方法</b></p> <table border="1" data-bbox="376 1789 1406 2089"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 1789 796 1843">対象</th> <th data-bbox="796 1789 1406 1843">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 1843 796 1991">西新井センター利用者</td> <td data-bbox="796 1843 1406 1991">無料 (施設利用終了後に住区センターまたは区民事務所窓口で無料券配布)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1991 796 2089">西新井センター利用者以外</td> <td data-bbox="796 1991 1406 2089">最初の2時間無料 その後は30分100円</td> </tr> </tbody> </table>	対象	使用料	西新井センター利用者	無料 (施設利用終了後に住区センターまたは区民事務所窓口で無料券配布)	西新井センター利用者以外	最初の2時間無料 その後は30分100円
対象	使用料						
西新井センター利用者	無料 (施設利用終了後に住区センターまたは区民事務所窓口で無料券配布)						
西新井センター利用者以外	最初の2時間無料 その後は30分100円						

## 足立区住区センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区住区センター条例 平成2年3月30日条例第8号</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 住区センターは、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 住区センター施設の<b>利用公開</b>に関すること。 (2) 児童の健全育成に関すること。 (3) 高齢者の生きがいつくりに関すること。 (4) 地域住民の相互の交流及び学習活動に関すること。 (5) 前各号に定めるもののほか、地域住民の生活向上に寄与すること。</p> <p>第4条第2項～第4項 (省略)</p> <p>(施設)</p> <p>第5条 住区センターに次の施設を置く。</p> <p>(1) <b>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項に規定する</b>遊戯室、工作室、図書室、学童保育室その他児童の健全育成に必要な施設(以下「児童施設」という。)</p> <p>(2) <b>老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第5項に規定する</b>高齢者集会室、娯楽室その他高齢者の生きがいつくりに必要な施設(以下「高齢者施設」という。)</p> <p>(3) 集会施設</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>(4)</b> その他の施設</p>	<p>○足立区住区センター条例 平成2年3月30日条例第8号</p> <p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 住区センターは、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 住区センター施設の<b>使用公開</b>に関すること。 (2) 児童の健全育成に関すること。 (3) 高齢者の生きがいつくりに関すること。 (4) 地域住民の相互の交流及び学習活動に関すること。 (5) 前各号に定めるもののほか、地域住民の生活向上に寄与すること。</p> <p>第4条第2項～第4項 (現行のとおり)</p> <p>(施設)</p> <p>第5条 住区センターに次の施設を置く。</p> <p>(1) _____ 遊戯室、 工作室、図書室、学童保育室その他児童の健全育成に必要な施設(以下「児童施設」という。)</p> <p>(2) _____ 高齢者集会室、娯楽室その他高齢者の生きがいつくりに必要な施設(以下「高齢者施設」という。)</p> <p>(3) 集会施設</p> <p><b>(4) コインラック式駐輪場</b></p> <p><b>(5)</b> その他の施設</p>

改正前	改正後
<p>2 前項第1号及び第2号の施設の名称は、区長が告示する。</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(利用者)の範囲)</p> <p>第7条 児童施設は、児童に公開する。</p> <p>2 高齢者施設は、高齢者に公開する。ただし、区長が高齢者の<u>利用</u>を妨げない範囲で認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 集会施設は、地域の団体(原則として区内に在住し、又は在勤する者で構成する団体で、区長が別に定めるものをいう。以下同じ。)が<u>利用する</u>。</p> <p>4 児童施設(学童保育室を除く。)及び高齢者施設が公開されていないときは、前項の集会施設として地域の団体が<u>利用できる</u>。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 前項第1号及び第2号の施設の名称は、区長が告示する。</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>(使用者)の範囲)</p> <p>第7条 児童施設は、児童に公開する。</p> <p>2 高齢者施設は、高齢者に公開する。ただし、区長が高齢者の<u>使用</u>を妨げない範囲で認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 集会施設は、地域の団体(原則として区内に在住し、又は在勤する者で構成する団体で、区長が別に定めるものをいう。以下同じ。)が<u>使用する</u>。</p> <p>4 児童施設(学童保育室を除く。)及び高齢者施設が公開されていないときは、前項の集会施設として地域の団体が<u>利用できる</u>。</p> <p><u>5 コインラック式駐輪場は、住区センター及び区長が別に定める施設の使用</u></p>
<p><u>5 その他の施設は、地域住民及び第3項の集会施設として地域の団体が利用</u></p> <p>第8条 (省略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 住区センターの施設(学童保育室を除く。)の使用料は、無料とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、集会施設の使用の承認を受けた者は、別表第2に定める額を限度として施設面積及び使用時間に応じて規則で定める使用料を前納しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>6 その他の施設は、地域住民及び第3項の集会施設として地域の団体が使用</u></p> <p>第8条 (現行のとおり)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 住区センター施設(学童保育室を除く。)の使用料は、無料とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、集会施設の使用の承認を受けた者は、別表第2に定める額を限度として施設面積及び使用時間に応じて規則で定める使用料を前納しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、コインラック式駐輪場を使用する者は、使用時間(規則で定める時間を超える部分に限る。)に応じて別表第3に定め</u></p>

改正前	改正後						
<p>第10条～第11条 (省略)</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第12条 <u>利用者</u> は、<u>利用</u>に際し施設等を毀損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第13条～第15条 (省略)</p> <p>別表第1 (第3条、第14条関係) (省略)</p> <p>別表第2 (第9条関係) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>る使用料をを納めなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第10条～第11条 (現行のとおり)</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第12条 <u>住区センターの利用者</u>は、<u>使用</u>に際し施設等を毀損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第13条～第15条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則 (令和6年●月●日条例第●号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (第3条、第14条関係) (現行のとおり)</p> <p>別表第2 (第9条関係) (現行のとおり)</p> <p><u>別表第3 (第9条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 1070 2056 1211"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コインラック式駐輪場</td> <td>30分につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>使用時間が30分未満のとき又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。</u></p> <p>2 <u>区長は、駐輪できる自転車を制限することができる。</u></p>	施設	単位	使用料	コインラック式駐輪場	30分につき	100円
施設	単位	使用料					
コインラック式駐輪場	30分につき	100円					

# 第 9 8 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 7 日

件 名	<b>足立区立子育てサロン条例の一部を改正する条例</b>										
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課										
内 容	<p><b>1 概要</b> 子育てサロン上沼田は令和 7 年度に新設される「すこやかプラザあだち」内に移転予定のため、施設名称、位置について条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <table border="1" data-bbox="395 884 1407 1191"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名称</td> <td>子育てサロン上沼田</td> <td>子育てサロン すこやかプラザ あだち</td> </tr> <tr> <td>位 置 (住所)</td> <td>足立区江北四丁目 1 7 番 2 0 号 1 0 1 号室</td> <td>足立区江北五丁目 1 4 番 5 号</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙 4 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b> 規則で定める日から施行する。</p> <p><b>5 今度の方針</b> 施設名称等について、本条例案が可決された場合には、足立区立子育てサロン条例施行規則の一部改正手続きを行う。</p>			改正前	改正後	施設名称	子育てサロン上沼田	子育てサロン すこやかプラザ あだち	位 置 (住所)	足立区江北四丁目 1 7 番 2 0 号 1 0 1 号室	足立区江北五丁目 1 4 番 5 号
	改正前	改正後									
施設名称	子育てサロン上沼田	子育てサロン すこやかプラザ あだち									
位 置 (住所)	足立区江北四丁目 1 7 番 2 0 号 1 0 1 号室	足立区江北五丁目 1 4 番 5 号									

**【参考】移転に伴う変更点**

	現在	移転後
名 称	子育てサロン上沼田	子育てサロン すこやかプラザ あだち
場 所	上沼田保育園内 (足立区江北四丁目17番 20号101号室)	すこやかプラザ あだち1階 (足立区江北五丁目14番 5号)
面 積	60.0㎡	145.25㎡
定 員	34人程度	55人程度
開 室 日	週5日開室 (月曜日～金曜日)	週7日開室 (年末年始のみ休室)
開室時間	午前10時から午後4時まで	午前10時から午後4時まで (変更なし、土日祝も同様)
運営形態	① 民間事業者による事業委託運営(運営形態、事業者ともに変更なし) ② 事業者については、1年契約で更新上限4回のうち、来年度2回目の予定	
そ の 他	—	「健康」をテーマにしたイベントの実施や遊具等の設置を行っていく。

## 足立区立子育てサロン条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後																																																
<p>○足立区立子育てサロン条例 平成29年12月25日条例第42号</p> <p>改正 令和5年3月24日条例第6号</p> <p>足立区立子育てサロン条例を公布する。 足立区立子育てサロン条例</p> <p>第1条から第15条まで 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育てサロン綾瀬</td> <td>足立区東綾瀬一丁目28番7号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン六月</td> <td>足立区六月一丁目6番1号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロンおおやた</td> <td>足立区大谷田二丁目1番9号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン竹の塚</td> <td>足立区西竹の塚一丁目11番2号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン千住</td> <td>足立区千住仲町19番3号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン関原</td> <td>足立区関原二丁目10番10号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン<u>上沼田</u></td> <td>足立区江北<u>四丁目17番20号101号室</u></td> </tr> <tr> <td>子育てサロン東保木間</td> <td>足立区東保木間二丁目27番1号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン北鹿浜</td> <td>足立区鹿浜五丁目18番1号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン西新井</td> <td>足立区栗原一丁目3番1号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン千住大橋</td> <td>足立区千住橋戸町1番地13</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	子育てサロン綾瀬	足立区東綾瀬一丁目28番7号	子育てサロン六月	足立区六月一丁目6番1号	子育てサロンおおやた	足立区大谷田二丁目1番9号	子育てサロン竹の塚	足立区西竹の塚一丁目11番2号	子育てサロン千住	足立区千住仲町19番3号	子育てサロン関原	足立区関原二丁目10番10号	子育てサロン <u>上沼田</u>	足立区江北 <u>四丁目17番20号101号室</u>	子育てサロン東保木間	足立区東保木間二丁目27番1号	子育てサロン北鹿浜	足立区鹿浜五丁目18番1号	子育てサロン西新井	足立区栗原一丁目3番1号	子育てサロン千住大橋	足立区千住橋戸町1番地13	<p>○足立区立子育てサロン条例 平成29年12月25日条例第42号</p> <p>改正 令和5年3月24日条例第6号</p> <p>足立区立子育てサロン条例を公布する。 足立区立子育てサロン条例</p> <p>第1条から第15条まで 省略</p> <p><u>付 則（令和6年●月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育てサロン綾瀬</td> <td>足立区東綾瀬一丁目28番7号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン六月</td> <td>足立区六月一丁目6番1号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロンおおやた</td> <td>足立区大谷田二丁目1番9号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン竹の塚</td> <td>足立区西竹の塚一丁目11番2号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン千住</td> <td>足立区千住仲町19番3号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン関原</td> <td>足立区関原二丁目10番10号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン<u>すこやかプラザ あだち</u></td> <td>足立区江北<u>五丁目14番5号</u></td> </tr> <tr> <td>子育てサロン東保木間</td> <td>足立区東保木間二丁目27番1号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン北鹿浜</td> <td>足立区鹿浜五丁目18番1号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン西新井</td> <td>足立区栗原一丁目3番1号</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン千住大橋</td> <td>足立区千住橋戸町1番地13</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	子育てサロン綾瀬	足立区東綾瀬一丁目28番7号	子育てサロン六月	足立区六月一丁目6番1号	子育てサロンおおやた	足立区大谷田二丁目1番9号	子育てサロン竹の塚	足立区西竹の塚一丁目11番2号	子育てサロン千住	足立区千住仲町19番3号	子育てサロン関原	足立区関原二丁目10番10号	子育てサロン <u>すこやかプラザ あだち</u>	足立区江北 <u>五丁目14番5号</u>	子育てサロン東保木間	足立区東保木間二丁目27番1号	子育てサロン北鹿浜	足立区鹿浜五丁目18番1号	子育てサロン西新井	足立区栗原一丁目3番1号	子育てサロン千住大橋	足立区千住橋戸町1番地13
名称	位置																																																
子育てサロン綾瀬	足立区東綾瀬一丁目28番7号																																																
子育てサロン六月	足立区六月一丁目6番1号																																																
子育てサロンおおやた	足立区大谷田二丁目1番9号																																																
子育てサロン竹の塚	足立区西竹の塚一丁目11番2号																																																
子育てサロン千住	足立区千住仲町19番3号																																																
子育てサロン関原	足立区関原二丁目10番10号																																																
子育てサロン <u>上沼田</u>	足立区江北 <u>四丁目17番20号101号室</u>																																																
子育てサロン東保木間	足立区東保木間二丁目27番1号																																																
子育てサロン北鹿浜	足立区鹿浜五丁目18番1号																																																
子育てサロン西新井	足立区栗原一丁目3番1号																																																
子育てサロン千住大橋	足立区千住橋戸町1番地13																																																
名称	位置																																																
子育てサロン綾瀬	足立区東綾瀬一丁目28番7号																																																
子育てサロン六月	足立区六月一丁目6番1号																																																
子育てサロンおおやた	足立区大谷田二丁目1番9号																																																
子育てサロン竹の塚	足立区西竹の塚一丁目11番2号																																																
子育てサロン千住	足立区千住仲町19番3号																																																
子育てサロン関原	足立区関原二丁目10番10号																																																
子育てサロン <u>すこやかプラザ あだち</u>	足立区江北 <u>五丁目14番5号</u>																																																
子育てサロン東保木間	足立区東保木間二丁目27番1号																																																
子育てサロン北鹿浜	足立区鹿浜五丁目18番1号																																																
子育てサロン西新井	足立区栗原一丁目3番1号																																																
子育てサロン千住大橋	足立区千住橋戸町1番地13																																																

# 第 9 9 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 7 日

件 名	足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課
内 容	<p><b>1 概要</b> 現在、火のつく紙たばこのみを過料対象としているが、過料対象に加熱式たばこを含めるため、足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b> (1) 条例の目的に「受動喫煙による健康被害」を追加する。 (2) 用語の定義に「たばこ」を追加する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙 5 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b> 令和 7 年 1 月 1 日</p> <p><b>5 今後の方針</b> 本議案可決後、施行に向けて速やかに啓発物（路面シート・電柱広告等）の設置準備を進め、あだち広報、区ホームページ等の記事掲載や駅や区施設へのポスター掲示等により周知を行っていく。</p>

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例 平成9年10月28日条例第25号</p>	<p>○足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例 平成9年10月28日条例第25号</p>
<p>改正 平成18年3月24日条例第25号 令和元年7月4日条例第5号</p>	<p>改正 平成18年3月24日条例第25号 令和元年7月4日条例第5号</p>
<p>足立区まちをきれいにする条例を公布する。</p>	<p>足立区まちをきれいにする条例を公布する。</p>
<p>足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例 (目的)</p>	<p>足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例 (目的)</p>
<p>第1条 この条例は、喫煙による火傷その他の被害の防止及びまちの美化について足立区（以下「区」という。）、区民等、事業者及び団体等の責務を明らかにするとともに、歩行喫煙、ごみの散乱及び落書き行為の防止、落書きへの適切な対処その他必要な事項を定め、各人がそれを実行することにより、快適な公共空間の確保及びまちの美化の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、喫煙による火傷、<b>受動喫煙による健康被害及びその他の被害の防止並びに</b>まちの美化について足立区（以下「区」という。）、区民等、事業者及び団体等の責務を明らかにするとともに、歩行喫煙、ごみの散乱及び落書き行為の防止、落書きへの適切な対処その他必要な事項を定め、各人がそれを実行することにより、快適な公共空間の確保及びまちの美化の推進を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) ごみとは次の物をいう。 ア 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。 イ 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。 ウ 犬のふん等 犬のふん及びブラッシングした毛をいう。 (2) 看板等 はり紙、はり札、立看板その他これに類する物をいう。 (3) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者及び区内に土地を所有する者をいう。</p>	<p>(1) ごみとは次の物をいう。 ア 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。 イ 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。 ウ 犬のふん等 犬のふん及びブラッシングした毛をいう。 (2) 看板等 はり紙、はり札、立看板その他これに類する物をいう。 (3) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者及び区内に土地を所有する者をいう。</p>

改正前	改正後
<p>(4) 事業者 区内において事業活動を行う<u>すべての</u>者をいう。</p> <p>(5) 団体等 区民等又は事業者を構成員として活動する団体及びこれらの連合体をいう。</p> <p>(6) 公共の場所 区内の道路、公園、河川、広場その他公共の用に供する場所(屋外に限る。)をいう。</p> <p>(7) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(8) 喫煙</u> たばこを吸い、又は火のついたたばこを所持することをいう。</p> <p><u>(9) 歩行喫煙</u> 歩行中又は自転車等の運転中に喫煙をすることをいう。</p> <p><u>(10) 受動喫煙</u> 他人のたばこの煙を吸うことをいう。</p> <p><u>(11) 落書き行為</u> 塀、建物その他の工作物(以下「工作物」という。)に所有者又は管理者の許可なく文字、図形等を描くことをいう。</p> <p><u>(12) 落書き</u> 落書き行為によって表示された文字、図形等をいう。 (区の責務)</p>	<p>(4) 事業者 区内において事業活動を行う<u>全て</u>の者をいう。</p> <p>(5) 団体等 区民等又は事業者を構成員として活動する団体及びこれらの連合体をいう。</p> <p>(6) 公共の場所 区内の道路、公園、河川、広場その他公共の用に供する場所(屋外に限る。)をいう。</p> <p>(7) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。</p> <p><u>(8) たばこ</u> <u>たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。</u></p> <p><u>(9) 喫煙</u> <u>たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。以下同じ。)を発生させることをいう。</u></p> <p><u>(10) 歩行喫煙</u> 歩行中又は自転車等の運転中に喫煙をすることをいう。</p> <p><u>(11) 受動喫煙</u> 他人のたばこの煙を吸うことをいう。</p> <p><u>(12) 落書き行為</u> 塀、建物その他の工作物(以下「工作物」という。)に所有者又は管理者の許可なく文字、図形等を描くことをいう。</p> <p><u>(13) 落書き</u> 落書き行為によって表示された文字、図形等をいう。 (区の責務)</p>
<p>第3条 区は、この条例の目的を達成するため、次の各号の施策を実施しなければならない。</p> <p>(1) 喫煙による火傷その他の被害、ごみの散乱及び落書き行為の防止、落書きへの適切な対処並びに犬の適正な管理について区民等、事業者及び団体等への意識の啓発に関すること。</p> <p>(2) 区民等、事業者及び団体等によるまちの美化活動等の推進及び支援に関すること。</p> <p>(3) 快適で清潔なまちをつくるための環境整備に関すること。</p> <p>(4) 看板等の設置に係る事業者への意識の啓発に関すること。</p> <p>(5) 前各号のほか地域コミュニティの育成及びモラルの向上に関すること。</p>	<p>第3条 区は、この条例の目的を達成するため、次の各号の施策を実施しなければならない。</p> <p>(1) 喫煙による火傷、<u>受動喫煙による健康被害及びその他の被害</u>、ごみの散乱及び落書き行為の防止、落書きへの適切な対処並びに犬の適正な管理について区民等、事業者及び団体等への意識の啓発に関すること。</p> <p>(2) 区民等、事業者及び団体等によるまちの美化活動等の推進及び支援に関すること。</p> <p>(3) 快適で清潔なまちをつくるための環境整備に関すること。</p> <p>(4) 看板等の設置に係る事業者への意識の啓発に関すること。</p> <p>(5) 前各号のほか地域コミュニティの育成及びモラルの向上に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>(区民等の責務)</p> <p>第4条 区民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等、<u>吸い殻等</u>を持ち帰り、又は定められた場所(ごみ箱又は回収容器等)に収納しなければならない。</p> <p>2 区内に居住する者は、その居住する地域において、ごみの散乱防止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、美化活動の充実等に努めなければならない。</p> <p>3 区民等は、落書きを発見したときは、区に通報するよう努めなければならない。</p> <p>4 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。</p>	<p>(区民等の責務)</p> <p>第4条 区民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等<b>及び吸い殻等</b>を持ち帰り、又は定められた場所(ごみ箱又は回収容器等)に収納しなければならない。</p> <p>2 区内に居住する者は、その居住する地域において、ごみの散乱防止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、美化活動の充実等に努めなければならない。</p> <p>3 区民等は、落書きを発見したときは、区に通報するよう努めなければならない。</p> <p>4 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。</p>
<p>(喫煙者の責務)</p> <p>第5条 区民等は、駅出入口周辺及びバス停その他の混雑した場所並びに通学の時間帯における通学路その他の児童及び生徒が多数利用する場所において、自らの喫煙により<u>受動喫煙又は火傷その他の被害</u>を生じさせることのないよう配慮しなければならない。</p>	<p>(喫煙者の責務)</p> <p>第5条 区民等は、駅出入口周辺及びバス停その他の混雑した場所並びに通学の時間帯における通学路その他の児童及び生徒が多数利用する場所において、自らの喫煙により<b>火傷、受動喫煙による健康被害及びその他の被害</b>を生じさせることのないよう配慮しなければならない。</p>
<p>第6条 (省略)</p>	<p>第6条 (現行のとおり)</p>
<p>(事業者の責務)</p> <p>第7条 事業者は、事業活動の中で、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に心掛けるとともに、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、美化活動の充実等に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、法令の手續にしたがって看板等を設置する場合、まちの<u>美化</u>を損なわないよう努めなければならない。</p> <p>3 空き缶等、<u>吸い殻等</u>の散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、散乱防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 自動販売機により飲料を販売する者その他空き缶等の散乱の原因となる</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第7条 事業者は、事業活動の中で、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に心掛けるとともに、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、美化活動の充実等に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、法令の手續にしたがって看板等を設置する場合、まちの<b>美観</b>を損なわないよう努めなければならない。</p> <p>3 空き缶等<b>又は吸い殻等</b>の散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、散乱防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 自動販売機により飲料を販売する者その他空き缶等の散乱の原因となる</p>

改正前	改正後
<p>おそれのある物の販売を行う者は、空き缶等の回収及び資源化について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 動物取扱業を行う者は、動物の適正な管理について飼い主に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 たばこの製造、販売を行う者は、喫煙による火傷その他の被害を防止するため、区と協力して喫煙者への意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>7 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。</p>	<p>おそれのある物の販売を行う者は、空き缶等の回収及び資源化について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 動物取扱業を行う者は、動物の適正な管理について飼い主に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 たばこの製造<b>又は販売</b>を行う者は、喫煙による火傷、<b>受動喫煙による健康被害及びその他の被害</b>を防止するため、区と協力して喫煙者への意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>7 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。</p>
<p>第8条～第9条 (省略)</p>	<p>第8条～第9条 (現行のとおり)</p>
<p>(禁止行為)</p>	<p>(禁止行為)</p>
<p>第10条 区民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所で次の各号の行為をしてはならない。</p> <p>(1) 空き缶等、<u>吸い殻等</u>をみだりに捨てること。</p> <p>(2) 犬のふん等の適正な処理を怠ること。</p> <p>(3) 落書き行為をすること。</p> <p>2 区民等は、公共の場所において、歩行喫煙をしてはならない。</p> <p>(禁煙特定区域の指定等)</p>	<p>第10条 区民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所で次の各号の行為をしてはならない。</p> <p>(1) 空き缶等<b>又は吸い殻等</b>をみだりに捨てること。</p> <p>(2) 犬のふん等の適正な処理を怠ること。</p> <p>(3) 落書き行為をすること。</p> <p>2 区民等は、公共の場所において、歩行喫煙をしてはならない。</p> <p>(禁煙特定区域の指定等)</p>
<p>第11条 区長は、たばこの吸い殻の散乱及び喫煙による火傷その他の被害を防止するため、特に必要があると認める区域を禁煙特定区域（以下「特定区域」という。）として指定することができる。</p> <p>2 区民等は、特定区域内において、喫煙をしてはならない。ただし、区長が指定した場所においては、この限りでない。</p> <p>3 区長は、特定区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>4 前項の規定は、特定区域の変更及び指定の解除について準用する。</p>	<p>第11条 区長は、たばこの吸い殻の散乱、<b>喫煙による火傷、受動喫煙による健康被害及びその他の被害</b>を防止するため、特に必要があると認める区域を禁煙特定区域（以下「特定区域」という。）として指定することができる。</p> <p>2 区民等は、特定区域内において、喫煙をしてはならない。ただし、区長が指定した場所においては、この限りでない。</p> <p>3 区長は、特定区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>4 前項の規定は、特定区域の変更及び指定の解除について準用する。</p>

改正前	改正後
<p>第12条～第14条 （省略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第15条 第10条第1項第1号又は第2号の規定に違反して、空き缶等、<u>吸い殻等</u>をみだりに捨てた者又は犬のふん等の適正な処置を怠った者は、2万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第11条第2項の規定に違反して、特定区域内において喫煙をした者（区長が指定した場所において喫煙をした者は除く。）は、2万円以下の過料に処する。</p> <p>第16条 （省略）</p> <p>付 則 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成18年3月24日条例第25号） この条例は、平成18年10月1日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年7月4日条例第5号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（追加）</p>	<p>第12条～第14条 （現行のとおり）</p> <p>（罰則）</p> <p>第15条 第10条第1項第1号又は第2号の規定に違反して、空き缶等<b>若しくは吸い殻等</b>をみだりに捨てた者又は犬のふん等の適正な処置を怠った者は、2万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第11条第2項の規定に違反して、特定区域内において喫煙をした者（区長が指定した場所において喫煙をした者は除く。）は、2万円以下の過料に処する。</p> <p>第16条 （現行のとおり）</p> <p>付 則 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成18年3月24日条例第25号） この条例は、平成18年10月1日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年7月4日条例第5号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><b>付 則（令和6年●月●日条例第●号）</b> <b><u>この条例は、令和7年1月1日から施行する。</u></b></p>